

## 第2回推進審議会で提起された課題等

## 1. 地域スポーツクラブ数・会員数について

（検討案）

- ・学校クラブハウスの整備に合わせて、計20クラブを目標とする。会員数を指標とするのは時期尚早であり、括弧書きで示す。

## 2. 「運動やスポーツを行う機会を持てた市民の割合」について

（検討案）

- ・東京都では2020年に70%を掲げている。町田市は2018年で60%を目標とする。調査を実施する際には、「意図を持って体を動かす」という広義のスポーツの定義を明確に示すこととする。

## 3. スポーツ推進施策（または事業）に関すること

（審議会でのご意見と推進案）

- ①地域スポーツクラブに、地域に出向くプログラムを用意する。
- ②自主グループの活動を取りまとめる組織として地域スポーツクラブを立ち上げる。
  - ・地域に出向くプログラムを施策体系表の「2⑥まちだ地域スポーツクラブモデル事業」の一環として進める。
  - ・上記の連携先に「地域の（高齢者）自主グループ」を追加する。
- ③「町口コ体操」（主体的な推進者は、高齢者福祉課）
  - ・「推進施策1 地域におけるスポーツの推進」「1⑨健康づくりと連携したスポーツの推進」の具体的な事業として検討する。
- ④NPO法人等との連携により高齢者を対象とした指導員を育成する。
  - ・「推進施策1 地域におけるスポーツの推進」「1⑩高齢者を対象としたニュースポーツの推進と指導員の育成」に位置づける。
  - ・連携先にNPO法人を追加する。
- ⑤地域社会を形成する視点で、例えば自治会、町内会を巻き込むことを考える。  
⇒地域で活躍する「健康づくり推進員」（健康課所管）との連携を模索する。
  - ・「推進施策1 地域におけるスポーツの推進」「1⑨健康づくりと連携したスポーツの推進」の主体的な推進者に健康課を追加する。
- ⑥部活の新たな仕組みづくりよりは「部活を円滑に運営する」という表現が良い。

- ・ 施策体系表の「推進施策1 地域におけるスポーツの推進」（1）子どものスポーツ推進の1④を上記のように修正する。
- ・ 上記の項目が外部指導員の活用についても含む形とする。
- ⑦障がいのある子どもがもっと体を動かしてスポーツの楽しさを体験できる環境が必要。
  - ・ 「推進施策2 「市民スポーツ」の環境づくり」に「2⑤障がいのある人がスポーツを楽しめる環境整備」を追加する。
  - ・ 推進施策1において高齢者と障がいのある人の項目を分ける。
- ⑧障がい者スポーツについては、町田市にいる選手の種目を中心に支援をしていくことも一つの手である。
  - ・ 「推進施策1 地域におけるスポーツの推進」に「1⑪障がい者スポーツの推進」を設定する。
  - ・ 上記の施策は、町田市が独自に推進する障がい者スポーツ種目を決めて重点的に取り組む。町田市に住む障がい者では、水泳、陸上に取り組まれている方がいる。その他、案としては、ボッチャなど、障害者スポーツ大会種目から広く取り組めるものを選定する。
- ⑨町田市のニュースポーツとは何かを提案し5年間広めてみるのも一つの手である。
  - ・ 「推進施策1 地域におけるスポーツの推進」に「1⑩高齢者を対象としたニュースポーツの推進と指導員の育成」、「推進施策2 「市民スポーツ」の環境づくり」に「2⑦まちだニュースポーツの推進」を設定する。
  - ・ 例えば町田市独自に推進するニュースポーツとして「マレットゴルフ」、「カローリング」などが考えられる。
- ⑩動員数について、毎年トップ選手が集う、競技をするなどの取り組みが必要である。
  - ・ 「推進施策3 ホームタウンチームへの支援と協働」の“交流の活性化”における施策で個別の事業として対応する。
- ⑪野津田競技場への足の確保、駐車場の確保が必要である。
  - ・ 町田市スポーツ振興計画において施策「アクセスの整備」を推進し、大規模イベント時に運行する鶴川駅から野津田公園への直行路線バスの導入を実施した。今後もイベント時には引続き行う。駐車場の増設についても検討を進める。
- ⑫地域スポーツクラブや学校クラブハウスに関する項目は学校と密接に関連する。管理運営や指導など支える人を、お金をかけて入れない限り回らない。モデル事業を立ち上げ、検証しながら進める。「教育委員会指導課、校長会」は連携先ではなく、直接関わる推進者として組み込まないと進まない。
  - ・ 施策体系表において、教育委員会指導課、校長会を主体的な推進者とする。
- ⑬市の北から南までフットサルに限らず小さな広場があるだけでも市民がスポーツに触れる場がでてくる。

- ・「推進施策2 「市民スポーツ」の環境づくり」「2④新たなスポーツ利用の場の環境整備」の中で、広く公共施設や空地のスポーツ利用を促進する事業に取り組む。
- ⑭大学と提携しておくとうちも学生をボランティアに出しやすい。
  - ・「推進施策2 「市民スポーツ」の環境づくり」及び「推進施策4 トップスポーツの環境づくり」に、「大学との協定の締結」を追加。合わせて、連携先に「近隣の大学」を追加する。
- ⑮地域スポーツクラブのモデル事業、ユニバーサルデザインは重点項目としてはどうか。
  - ・地域スポーツクラブのモデル事業については「推進施策2 「市民スポーツ」の環境づくり」「2⑥まちだ地域スポーツクラブモデル事業の推進」を重点項目とする。
  - ・施設のユニバーサルデザインについては、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に沿って、施設改修時に実施する。

#### 4. その他

##### (1) 言葉の定義

- ①「ニュースポーツ」は、計画に定義をつける。
  - ・技術やルールが比較的簡単で、だれでも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、新しく考案や紹介がされたスポーツのこと。例えば、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ソフトバレーボールなどであり、その数は数百種目あると言われている。（「町田市スポーツ振興計画」より）
- ②「ジュニアスポーツ」を定義づけする。
  - ・学齢期の子どもたちが競技力向上を目的として取り組むスポーツ。
- ③スポーツの範囲を、広義の「自分が意思をもって体を動かすとスポーツである。」として目標値測定の際などに明確に示す。